

藤沢市図書館協議会委員の任命について
次の者を藤沢市図書館協議会委員に任命する。

2022年（令和4年）8月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	委嘱任命の別	備考
はせがわ とよひろ 長谷川 豊祐			学識経験のある者	再任	任命	大学非常勤講師
なかた たかのぶ 中田 孝信			学識経験のある者	再任	任命	日本図書館協会資料保存委員会前委員長
たじか みえこ 多鹿 実江子			学校教育関係者	再任	任命	藤沢市小学校教頭会
くさかべ かずみ 日下部 和美			社会教育関係者	再任	任命	藤沢市公民館運営審議会

おがさわら 小笠原 貢			社会教育 関係者	新任	任命	藤沢市社 会教育委 員会議
とみた 富田 唯里			家庭教育 向上に資 する活動 を行う者	再任	任命	子育て支 援団体
にしやま 西山 明彦			公募	新任	任命	-

2 任期

2022年(令和4年)9月1日から2024年(令和6年)8月31日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市図書館協議会委員が2022年(令和4年)8月31日をもって任期満了となるため、図書館法第15条及び藤沢市図書館に関する条例第5条の規定により新たな委員を任命する必要がある。

参 考

図書館法 抜粋

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員

会が任命する。

藤沢市図書館に関する条例 抜粋

(図書館協議会の設置)

第5条 図書館に藤沢市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、7人とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。
- 5 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。